２０２５年１２月吉日

お客さま各位

尾西信用金庫

投信窓販業務における「投信取引約款」および「非課税口座約款」の改訂のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では令和８年１月付で「投信取引約款」および「非課税口座約款」を改訂いたします。

今後とも尾西信用金庫をご愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

投信取引約款

第１章　投信取引

１．（この約款の趣旨）

⑴　この約款は、投資信託受益証券の保護預り取引、投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引および投資信託受益権の振替決済取引または、それらを組み合せた取引（以下「投信取引」といいます。）について、お客様と尾西信用金庫（以下「当金庫」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

なお、この約款における「投資信託」とは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第２条に規定する投資信託受益証券および投資信託受益権をいいます（外国投資信託受益証券および受益権を除きます。）。

⑵　お客様と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。

２．（投信取引の利用）

⑴　お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引をいつでもご利用いただけます。

①　第２章に定める投資信託受益証券の保護預り取引

②　第３章に定める投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引

③　当金庫において取り扱う投資信託の収益分配金、償還金、解約または買取（以下「換金」といいます。）請求により支払われる金銭（以下「換金代金」といいます。）のうち、当金庫において支払われるものを第３章に定める自動けいぞく投資コースへ入金する取引

④　第５章に定める投資信託受益権の振替決済取引

⑵　お客様は、上記⑴③の取引については、申込みをされる自動けいぞく投資コースに係る約款に掲げる取引方法によりご利用いただけます。

３．（申込方法等）

⑴　お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名、捺印（届出の印鑑によります。）し、これを当金庫の投信取扱の本支店または出張所（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって、投信取引を申し込むものとし、当金庫が、承諾した場合に限り投信取引を開始することができます。

⑵　お客様が投信取引を行うための口座（以下「投信取引口座」といいます。）は、当金庫で一口座とし、以降の投信取引は投信取引口座を開設いただいた取扱店にお申し出いただきます。

⑶　すでに投信取引を契約済のお客様であっても、上記２．⑴③の取引を行う場合は、当該取引にかかる自動けいぞく投資コースの申込書を提出してください。

⑷　お客様が上記⑴の申込みをされる場合には、第４章に定める振込先指定方式の利用の申込みを同時にしていただきます。

なお、振込先指定方式の利用にあたっては、あらかじめ当金庫に保有する預金口座を届け出ていただきます。

３．の２．（共通番号の届出）

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用にかかる申込みをするとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号または同条第１６項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫に届け出てください。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

４．（届出事項）

お客様は、投信取引開始時に印鑑、氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等を届け出ていただきます。ただし、お客様が所得税法施行令第３３６条第４項および第３４２条第４項の規定に該当する場合には、共通番号である個人番号をお届けいただく必要はありません。

５．（既存取引等の継続）

お客様が投信取引を開始される際、すでに当金庫で利用されている上記２．⑴、３．⑷に掲げる取引および取扱いは、継続してこの約款に基づく取引および取扱いとしてご利用いただきます。なお、上記２．⑵の自動けいぞく投資コースへの入金の方法については、申込書により指定された場合はその取扱いとなります。

第２章　投資信託受益証券の保護預り取引

６．（保護預り証券の範囲）

⑴　この保護預りでは、上記１．に掲げる投資信託受益証券のうち、当金庫で販売した投資信託受益証券に限り、本章の規定に従ってお預りします。

⑵　当金庫は上記⑴にかかわらず、相当の事由があるときには投資信託受益証券の保護預りをお断りすることがあります。

⑶　本章の規定に従ってお預りした投資信託受益証券を「保護預り証券」といいます。

７．（保護預り証券の保管方法および保管場所）

当金庫は保護預り証券について、本章および金商法第４３条の２に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

①　保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特に申出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下「混合保管」といいます。）できるものとします。

なお、自動けいぞく（累積）投資契約に基づき買い付けた投資信託受益証券の保管については、第３章に定めるとこ

ろによることとします。
② 上記①による混合保管は大券をもって行うことがあります。
③ 当金庫は、保護預り証券を当金庫名義をもって銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に再寄託することがあります。

８．（混合保管に関する同意事項）

上記７．の規定により混合保管する投資信託受益証券については、次の事項につき同意いただいたものとして取り扱います。
① 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の投資信託受益証券に対して、共有権または準共有権を取得すること
② 新たに投資信託受益証券をお預りするとき、または保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと

９．（保護預り口座の設定）

⑴ 投資信託受益証券については、当金庫に対して保護預り口座を設定した場合に限り、保護預りを受け付けることとし、当該口座設定の際は当金庫所定の保護預り口座設定申込書を提出してください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。
⑵ 上記⑴の申込書に使用された印影および記載された氏名または名称、住所、生年月日、法人における代表者の役職氏名、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、生年月日、法人における代表者の役職氏名、共通番号等とします。

１０．（預入れおよび返還）

⑴ 投資信託受益証券を預け入れるときは、お客様またはお客様があらかじめ届出た代理人（以下「お客様等」といいます。）が当金庫所定の依頼書に届出の印鑑により署名、捺印して提出してください。
⑵ 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、所定の方法でその旨を申出の上、返還の際に上記⑴に準じた手続により、保護預り証券をお引き取りください。
⑶ 保護預り証券の返還には、相当の期間を要する場合があります。
⑷ 保護預り証券は、お客様等がお引き取りになるまでは、本章の規定により当金庫がお預りしているものとします。

１１．（保護預り証券の返還に準ずる取扱い）

当金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、上記１０．⑵の手続を待たずに保護預り証券の返還の請求があったものとして取り扱います。
① 当金庫に保護預り証券の換金を請求される場合
② 当金庫が下記１２．により保護預り証券の償還金を受け取る場合
③ 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

１２．（償還金等の受入れ等）

保護預り証券の償還金等の支払いがある場合は、当金庫がこれを受け取り指定口座に入金します。

１３．（連絡事項）

⑴ 当金庫は、保護預り証券について残高照合のための報告を行います。
⑵ 上記⑴の残高照合のための報告は、保護預り証券の残高に異動があった場合に、年１回以上通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
⑶ 当金庫が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
⑷ お客様は、取引残高報告書の送付を受けた場合は、速やかにその内容をご確認ください。
⑸ 取引残高報告書の記載内容にご不明の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載の担当部署まで直接ご照会ください。
⑹ 取引残高報告書を送付させていただきました後、１５日以内に上記⑸に規定の連絡がなかった場合、当金庫は、その記載事項すべてについて承認いただけたものとして取り扱わせていただきます。
⑺ 当金庫は、上記⑵の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第２条第３１項に規定する特定投資家（同法第３４条の２第５項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第３４条の３第４項（同法第３４条の４第６項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの上記⑵に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、残高照合のための報告を行わないことがあります。

１４．（届出事項の変更）

⑴ 印鑑を失ったとき、または印鑑、氏名または名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により手続してください。この場合、戸籍抄本、印鑑証明書、住民票等の必要書類を提出または個人番号カード、法人番号通知書等を提示願うことなどがあります。
⑵ 上記⑴により届出があった場合、当金庫において届出事項の変更手続を完了した後でなければ投資信託受益証券の預入れ、保護預り証券の返還または換金の請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
⑶ 上記⑴による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

１５．（反社会的勢力との取引拒絶）

保護預り取引は、お客様が下記５５．(4) 各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、下記５５．(4) 各号の一にでも該当する場合には、当金庫は保護預りをお断りするものとします。

１６．（解約等）

(1) この契約は、お客様の申出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当金庫所定の方法でその旨を申出の上、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印鑑により署名、捺印して提出し、保護預り証券をお引き取りください。

(2) 上記(1)にかかわらず、受渡が完了するまでの期間については、この契約の解約をすることはできません。

(3) 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、本章の規定により当金庫がお預りしているものとします。

(4) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約のご通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。

① お客様が手数料を支払わないとき

② お客様が下記５５．(3)各号および(4)各号のいずれかに該当するとき

(5) 解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。

① 上記(4)に基づく解約に際しては、当金庫の定める方法により、保護預り証券および金銭の返還を行います。

② 保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

１７．（緊急措置）

法令の定めるところにより保護預り証券の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

１８．（公示催告等の調査等の免除）

当金庫は、保護預り証券について、公示催告の申し立て、除権決定の確定等についての調査および通知はしません。

１９．（譲渡、質入れの禁止）

この契約によるお客様の権利は、譲渡または質入れすることはできません。

２０．（免責事項）

当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責めを負いません。

① 上記１４．(1)による届出の前に生じた損害

② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益証券の受入れまたは保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

③ 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託受益証券の受入れまたは保護預り証券を返還しなかった場合に生じた損害

④ 災害、事変その他不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、投資信託受益証券の預入れまたは保護預り証券の返還に直ちには応じられない場合に生じた損害

⑤ 上記④の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合または上記１２．による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

⑥ 上記１７．の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

第３章　投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引

２１．（本章の趣旨）

本章は、お客様と当金庫との間の投資信託の自動けいぞく（累積）投資に関する取決めです。

当金庫は、本章の規定に従ってお客様と投資信託の自動けいぞく（累積）投資契約（以下本章において「契約」といいます。）を締結いたします。

２２．（自動けいぞく（累積）投資の種類および申込み）

(1) お客様は、買付けを希望する投資信託の種類に応じて、各自動けいぞく投資コースごとに第１章に定める方法により申し込むものとします。

(2) お客様が上記２．(1)③の取引を利用する場合は、当該取引の申出をもって当該自動けいぞく投資コースの契約の申込みが行われたものとします。

(3) なお、上記(2)の場合、当金庫は当該自動けいぞく投資コースにかかる約款を交付いたします。

２３．（金銭の払込み）

(1) お客様は、投資信託の買付けにあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）をその自動けいぞく投資コースに払い込むことができます。

(2) 上記(1)の払込金は、各自動けいぞく投資コースにかかる約款に定められた額とします。

２４．（買付方法、時期および価額）

(1) 当金庫は、各自動けいぞく投資コースにかかる約款に従い、遅滞なく当該投資信託の買付けを行います。

(2) 上記(1)の買付価額は、当該約款に定める価額とし、当金庫の目論見書補完書面に記載された当該投資信託の手数料等を加えた額とします。

(3) 買付けられた投資信託の所有権およびその収益分配金または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客様

に帰属するものとします。

２５．（投資信託受益証券の保管）

⑴　この契約によって買付けられた投資信託のうち投資信託受益証券については、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混合して保管いたします。

⑵　お客様は、その指定する投資信託受益証券と同一種類の投資信託受益証券に限り、この契約以外によって取得したものを、この契約に基づく投資信託受益証券として、当金庫に寄託することができます。

⑶　当金庫は、この契約による投資信託受益証券については、その保管に際し、これを大券に取りまとめて行うことがあります。

⑷　当金庫は、この契約による投資信託受益証券については、その保管に際し、当金庫で保管することにかえて、当金庫名義で銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に再寄託することがあります。

⑸　上記⑴から⑷までの規定により混合して保管する投資信託受益証券については、次の事項につき同意いただいたものとして取り扱います。

①　寄託された投資信託受益証券と同銘柄の投資信託受益証券に対し、寄託された投資信託受益証券の数または額に応じて共有権または準共有権を取得すること

②　新たに投資信託受益証券を寄託するときまたは寄託された投資信託受益証券を返還するときは、その投資信託受益証券の寄託または返還については、同銘柄の投資信託受益証券を寄託している他のお客様と協議を要しないこと

２６．（収益分配金等の再投資）

自動けいぞく（累積）投資にかかる投資信託の収益分配金および償還金は、お客様に代わって当金庫が受領のうえ、これを当該自動けいぞく投資コースに繰入れてお預りし、各自動けいぞく投資コースにかかる約款に定めた方法により買付けを行います。

２７．（返還）

⑴　当金庫は、この契約に基づく投資信託については、お客様からその返還を請求されたときは、所定の手続によってこれを行うものとし、当金庫は、各自動けいぞく投資コースにかかる約款に定められた価額により各投資信託を換金し、当金庫の目論見書に記載された当該投資信託の手数料および投資信託の目論見書に記載された当該投資信託の信託財産留保額等を差し引いた金銭を引渡すことにより、これに代えるものとします。

⑵　クローズド期間のある自動けいぞく投資コースについての当該クローズド期間中の上記⑴は、次の①から⑤の事由に該当する場合に限ります。

①　申込者が死亡したとき

②　申込者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき

③　申込者が破産手続開始の決定を受けたとき

④　申込者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

⑤　その他前各号に準ずる事由があるものとして、当金庫が認めるとき

⑶　当金庫はお客様から買付けの中止をお受けした場合には、当該申出のときにおける自動けいぞく投資コースの残金を上記⑴に準じて返還いたします。

２８．（反社会的勢力との取引拒絶）

この契約は、お客様が下記５５．（4）各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、下記５５．（4）各号の一にでも該当する場合には、当金庫は契約をお断りするものとします。

２９．（解約等）

次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも本章のこの契約を解約することができるものとします。

①　別に定める各自動けいぞく投資コースにかかる約款の解約事由に該当するとき

②　お客様が下記５５．（3）各号および（4）各号のいずれかに該当するとき

３０．（その他）

⑴　当金庫は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

⑵　本章に別段の定めがない場合は、各自動けいぞく投資コースにかかる約款にしたがって取り扱います。

第４章　振込先指定方式取扱に関する規定

３１．（振込先指定方式）

振込先指定方式とは、お客様の当金庫における投信取引口座内のすべての投資信託の取引により当金庫がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）をお客様のあらかじめ指定する預金口座（本章において、以下「指定預金口座」といいます。）に振り込む方式をいいます。

３２．（指定預金口座の取扱い）

⑴　指定預金口座はお客様が投信取引口座を開設いただいた取扱店の普通預金口座または当座預金口座としてください。

⑵　指定預金口座は当金庫の投信取引口座と同一名義としてください。

３３．（指定預金口座の変更）

⑴　指定預金口座を変更されるときは、当金庫所定の用紙によって届け出ていただきます。

⑵　変更申込み受付後の取扱いは上記３２．に準じて行うものといたします。

３４．（金銭の受渡精算方法の指示）

金銭の受渡精算方法については、本章に基づく振込みを行います。

３５．（受入書類等の省略）

上記３４．に基づき振込みをする場合には、その都度の受領書の受入れは不要といたします。

３６．（手数料）

振込みにかかる手数料は当金庫が負担いたします。

第５章　投資信託受益権の振替決済取引

３７．（本章の趣旨）

本章は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

３８．（振替決済口座）

(1)　振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当金庫が備え置く振替口座簿において開設します。

(2)　振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

(3)　当金庫は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

(4)　当金庫は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当金庫が定める銘柄を取り扱います。

(5)　当金庫は、当金庫における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

３９．（振替決済口座の開設）

(1)　振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当金庫所定の申込書により申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。当金庫は、お客様から振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

(2)　振替制度実施日において既に上記２．(1)①、②、③のいずれかの取引を申込みいただいている場合には、当約款に規定する同制度に基づく振替決済口座の開設を申込みいただいたものとして振替決済口座を開設します（下記５９．で開設している場合を除きます）。この場合、当約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

(3)　振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、この約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

４０．（振替の申請）

(1)　お客様は、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます。

①　差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの

②　法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの

③　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

④　償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

⑤　償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

⑥　販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

イ．収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）

ロ．収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

ハ.償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

ニ．償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

ホ．償還日

ヘ．償還日翌営業日

⑦　振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの

(2)　お客様等が振替の申請を行うにあたっては、お客様が振替を希望される日の７営業日前までに、次に掲げる事項を当金庫所定の依頼書に記入の上、届出の印鑑により署名、捺印して提出してください。

① 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄および口数
② お客様の振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
③ 振替先口座およびその直近上位機関の名称
④ 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
⑤ 振替を行う日

(3) 上記(2)①の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

(4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、上記(2)③の提示は必要ありません。また、上記(2)④については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

(5) 当金庫に投資信託受益権の買取りを請求される場合、上記(1)から(4)の手続を待たずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

４１．（他の口座管理機関への振替）

(1) 当金庫は、お客様から申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当金庫は振替の申出を受け付けないことがあります。また、当金庫で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当金庫および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）を連絡してください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。

(2) 上記(1)において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の振替依頼書により申込みしてください。

４２．（担保の設定）

お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当金庫が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当金庫所定の手続による振替処理により行います。

４３．（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、お客様の請求による解約、償還または信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当金庫に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続を委任していただいたものとし、当金庫は当該委任に基づき、お客様に代わって手続させていただきます。

４４．（償還金、解約金および収益分配金の代理受領等）

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金および収益分配金の支払があるときは、当金庫がお客様に代わって受領し、この約款の定めるところにより取り扱います。

４５．（連絡事項）

(1) 当金庫は、投資信託受益権について、次の事項をお客様に通知します。
① 償還期限（償還期限がある場合に限ります。）
② 残高照合のための報告

(2) 上記(1)の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、年1回以上通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載の担当部署に直接連絡してください。

(3) 当金庫が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

(4) 当金庫は、上記(2)の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの上記(2)に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、残高照合のための報告を行わないことがあります。

４６．（届出事項の変更）

(1) 印鑑を失ったとき、または印鑑、氏名または名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により手続してください。この場合、戸籍抄本、印鑑証明書、住民票等の必要書類を提出または個人番号カード、法人番号通知書などを提示願うこと等があります。

(2) 上記(1)により届出があった場合、当金庫において届出事項の変更手続を完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約の請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

(3) 上記(1)による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

４７．（当金庫の連帯保証義務）

機構または信金中央金庫（上位機関）が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。

① 投資信託受益権の振替手続を行った際、機構または信金中央金庫（上位機関）において、誤記帳等により本来の口数よ

り超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、換金代金、収益の分配金の支払をする義務

② その他、機構または信金中央金庫（上位機関）において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

４８．（反社会的勢力との取引拒絶）

振替決済口座は、お客様が下記５５．(4) 各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、下記５５．(4) 各号の一にでも該当する場合には、当金庫は振替決済口座の開設をお断りするものとします。

４９．（解約等）

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、本章の契約は解約されます。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続をとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へ振り替えてください。ただし、上記４１．において定める振替を行えない場合には、当該投資信託受益権を換金し、現金によりお返しすることがあります。

① お客様から解約の申出があったとき

② お客様が下記５５．(3) 各号および (4) 各号のいずれかに該当するとき

(2) 上記(1)に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭については、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

５０．（緊急措置）

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

５１．（免責事項）

当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責めを負いません。

① 上記４６．(1)による届出の前に生じた損害

② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

③ 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害

④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

⑤ 上記④の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または上記４４．による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

⑥ 上記５０．の事由により当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

５２．（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

振替法の施行に伴い、お客様が有する既発行の投資信託受益権で振替法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの（以下「特例投資信託受益権」といいます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、次の①および②に掲げる諸手続き等を当金庫が代わって行うこと並びに③および④に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

① 振替法附則第３２条において準用する同法附則第１４条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請

② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）

③ 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当金庫または信金中央金庫（上位機関）の口座（自己口）を経由して行う場合があること

④ 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、当金庫が本章に定めるところにより管理すること

第6章　雑　則

５３．（金銭または投資信託受益証券の受入れ）

お客様より投資信託のご購入代金等を受入れる場合、およびお手持ちの投資信託受益証券の寄託を受ける場合、当金庫は、当該投資信託受益証券または金銭に係る受領書をお渡しします。

ただし、あらかじめ当金庫所定の書面によりお届けいただいた当金庫の預金口座からの引落によりご購入代金等を受入れる場合は、受領書の交付はいたしません。

５４．（金銭または投資信託受益証券の引出し）

お客様が金銭または投資信託受益証券の引出しの請求をされる場合は、当金庫所定の書面に必要事項を記載のうえ届出の印鑑を捺印して提出してください。なお、お客様が金銭の引出しの請求をされる場合は、あらかじめ当金庫所定の書面によりお届けいただいた当金庫の預金口座にお振込みいたします。

５５．（契約の解約）

(1) この約款に定める投信取引契約は、お客様からの申出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当金

庫所定の方法でその旨を申出の上、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印鑑により署名、捺印して提出してください。

(2) 上記(1)にかかわらず、受渡が完了するまでの期間については、この契約の解約をすることはできません。

(3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続を行ってください。

① お客様について相続の開始があったとき
② お客様等がこの約款に違反したとき
③ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき
④ 第２章または第５章に定める取引が解約されたとき

(4) 上記(3)のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続を行ってください。なお、この契約の解除により生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。またこれにより当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払ください。

① お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
ハ 自己、自社または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

イ 暴力的な要求行為
ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
ホ その他イからニに準ずる行為

５６．（公示催告等の調査等の免除）

当金庫は、お預りしている投資信託受益証券にかかる公示催告の申し立て、除権決定の確定等についての調査および通知はしません。

５７．（免責事項）

当金庫は、次に掲げる損害は、その責めを負いません。

① 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした投資信託受益証券または金銭を返還したことにより生じた損害
② 当金庫が上記３４．により金銭を指定預金口座に振り込んだ後に発生した損害
③ 当金庫の窓口において当金庫所定の依頼書等に押捺された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったことにより生じた損害
④ 所定の手続により返還の申し出がなかったため、または押捺された印影が届出の印鑑と相違するためにお預りした投資信託受益証券または金銭を返還しなかったことにより生じた損害
⑤ お預り当初から、保護預り証券について瑕疵またはその原因となる事実があったことにより生じた損害
⑥ 天災地変その他の不可抗力により、この約款に基づく投資信託の買付け、または保護預り証券もしくは金銭の返還が遅延したことにより生じた損害

５８．（届出事項の変更）

(1) 印鑑を失ったとき、または印鑑、氏名または名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により手続してください。この場合、戸籍抄本、印鑑証明書、住民票等の必要書類を提出または個人番号カード、法人番号通知書等を提示願うことなどがあります。書類の提出などを必要と認める場合で、当該必要書類の提出等ができないときは、本人に代わり当金庫の認める保証人の当該必要書類を提出などしてください。

(2) 上記(1)により届出があった場合は、当金庫において届出事項の変更手続を完了した後でなければ、お預りした投資信託受益証券または金銭の返還の請求には応じません。

(3) 上記(1)による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

５９．（振替制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意）

振替法に基づく振替制度において、当金庫が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当金庫がお客様からお預りしている投資信託受益証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

６０．（特例投資信託受益権の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

振替法の施行に伴い、お客様が当約款に基づき当金庫に寄託している投資信託受益証券のうち、特例投資信託受益権に該当するものについて、振替法に基づく振替制度へ移行するために、次の①から⑤までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

① 振替法附則第３２条において準用する同法附則第１４条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する機構への申請その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等（受益証券の提出など）を投資信託委託会社が代理して行うこと

② 上記①の代理権を受けた投資信託委託会社が、当金庫に対して、上記①に掲げる振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること

③ 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと

④ 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当金庫または信金中央金庫（上位機関）の口座（自己口）を経由して行う場合があること

⑤ 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、当約款によらず、振替法その他の関係法令および機構の業務規程その他の定めに基づき、当金庫が第５章に定めるところにより管理すること

６１．（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第５４８条の４の規定に基づき、変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

６２．（その他）

この約款による取引等に際しての種々の手続その他当金庫の定める事項は、取扱店の店頭に備え置いてお客様にお知らせいたします。

以　上

（２０２６年１月改定）
尾西信用金庫

投信取引約款　新旧対照表

新	旧
投信取引約款 **第１章　投信取引** **１．（この約款の趣旨）** (1)　この約款は、投資信託受益証券の保護預り取引、投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引および投資信託受益権の振替決済取引または、それらを組み合せた取引（以下「投信取引」といいます。）について、お客様と尾西信用金庫（以下「当金庫」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 なお、この約款における「投資信託」とは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第２条に規定する投資信託受益証券および投資信託受益権をいいます（外国投資信託受益証券および受益権を除きます。）。 (2)　お客様と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。 **２．～３．　（略）** **３．の２．（共通番号の届出）** お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用にかかる申込みをするとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号または同条第１６項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫に届け出てください。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 **４．～５．　（略）**	**投信取引約款** **第１章　投信取引** **１．（この約款の趣旨）** （追加）この約款は、投資信託受益証券の保護預り取引、投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引および投資信託受益権の振替決済取引または、それらを組み合せた取引（以下「投信取引」といいます。）について、お客様と尾西信用金庫（以下「当金庫」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。 なお、この約款における「投資信託」とは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第２条に規定する投資信託受益証券および投資信託受益権をいいます（外国投資信託受益証券および受益権を除きます。）。 （追加） **２．～３．　（略）** **３．の２．（共通番号の届出）** お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用にかかる申込みをするとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号または同条第１５項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫に届け出てください。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 **４．～５．　（略）**

投信取引約款　新旧対照表

新	旧
第２章　投資信託受益証券の保護預り取引 **６．～１５．　（略）** **１６．（解約等）** (1)～(3)　(略) (4)　次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約のご通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取りください。 ①　お客様が手数料を支払わないとき ②　お客様が下記５５．(3)各号および(4)各号のいずれかに該当するとき (5)　(略) **１７．～２０．　（略）** **第３章　投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引** **２１．～３０．　（略）** **第４章　振込先指定方式取扱に関する規定** **３１．～３６．　（略）** **第５章　投資信託受益権の振替決済取引** **３７．～５２．　（略）**	**第２章　投資信託受益証券の保護預り取引** **６．～１５．　（略）** **１６．（解約等）** (1)～(3)　(略) (4)　お客様が下記５５．(3)各号および(4)各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続をとり、保護預り証券をお引き取りください。 (5)　(略) **１７．～２０．　（略）** **第３章　投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引** **２１．～３０．　（略）** **第４章　振込先指定方式取扱に関する規定** **３１．～３６．　（略）** **第５章　投資信託受益権の振替決済取引** **３７．～５２．　（略）**

投信取引約款　新旧対照表

新	旧
第６章　雑　則 **５３．～６２．　（略）** 以　上 （２０２６年１月改定） 尾西信用金庫	**第６章　雑　則** **５３．～６２．　（略）** 以　上 （２０２４年３月改定） 尾西信用金庫

以上

非課税口座約款

１．　約款の趣旨

⑴　この約款は、お客様が租税特別措置法第９条の８に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、尾西信用金庫（以下「当金庫」といいます。）において開設する非課税口座（租税特別措置法で規定する非課税口座をいいます。）について、租税特別措置法第37条の14第５項第２号、第４号および第６号に規定する非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約の要件および当金庫との権利義務関係を明確にするための取決めです。

⑵　お客様と当金庫との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、投信取引約款、自動けいぞく（累積）投資約款、特定口座約款および「びしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定等の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。

２．　非課税口座開設届出書等の提出等

⑴　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所およびホームページ等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第５項第１号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの（以下「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」といいます。）、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」）を提出していただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の３第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第３項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月１日から再開設年または再設定年の９月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出される場合において、当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の９月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。

⑵　非課税口座を開設したことがある場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が添付されている場合を除き、当金庫および証券会社もしくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

⑶　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出していただきます。

⑷　当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

①　１月１日から９月 30 日までの間に受けた場合　　非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていたとき。

②　10 月１日から 12 月 31 日までの間に受けた場合　　非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき。

⑸　お客様が当金庫の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月１日から設定年の９月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に株式投資信託受益権（租税特別措置法第 37 条の 14 第１項で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。）の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。

⑹　当金庫は、「金融商品取引業者等変更届出書」を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第５項第９号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

⑺　当金庫がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、原則として、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当金庫においては、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの投資信託の募集または買付の申込み等を受け付けないこととといたします。

(8)　当金庫がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、当該通知書または届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当金庫においては、所轄税務署長から当金庫にお客様の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの投資信託の募集または買付の申込み等を受け付けないことといたします。

３．　非課税管理勘定の設定

(1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

(2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」または「非課税口座廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨などの提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

３の２．累積投資勘定の設定

(1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2023年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

(2) 上記(1)の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」または「非課税口座廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

３の３．特定累積投資勘定の設定

(1)　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。

(2)　上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が提出された場合は、当該通知書または届出書の提出があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に当該通知書または届出書の提出があった場合には、同日）において設けられます。

３の４．特定非課税管理勘定の設定

お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は上記３の３の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

４．非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理

(1) 非課税上場株式等管理契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。

(2) 非課税累積投資契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。

(3)　特定非課税累積投資契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理します。

５．非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲

当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限ります。）のみを受け入れます。

①　上記３．(2) に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れる次に掲げる投資信託の取得対価の額（下記イ．の場合、購入した投資信託についてはその購入の代価の額をいい、下記ロ．の移管により受け入れる投資信託については、その移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れる投資信託がある場合には、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ．非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間にお客様が当金庫で募集または買付の申込みにより取得し、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ．他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいいます。以下、この条において同じ。）から、租税特別措置法施行令第25条の13第10項第１号の規定に基づき移管がされる投資信託（下記②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項第１号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の１月１日から５年を経過した日に、当該他年分非課税管理勘定から同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託

③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する投資信託

５の２．累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲

当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、原則として、お客様が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託（租税特別措置法第37条の14第１項第２号ロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受け入れます。

① 上記３の２．(2)に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れる投資信託で、取得対価の額（購入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第１号、第４号および第11号に規定する投資信託

５の３．特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲

当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、原則として、お客様が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託（租税特別措置法第37条の14第１項第２号ロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受け入れます。

① 上記３の３．(2)に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れる投資信託で、取得対価の額（購入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている募集または買付の申込みにより取得した投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該投資信託を除く。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第１号、第４号および第11号に規定する投資信託

５の４．特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲

(1) 当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限ります。）のみを受け入れます。

① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間にお客様が当金庫で募集または買付の申込みにより取得する投資信託で、その取得後直ちに非課税口座へ受け入れられるもので、受け入れた投資信託の取得対価の額（購入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該投資信託を除く。）

イ．当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合

ロ．当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

② 租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する投資信託

(2) 特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる投資信託で次の各号に定めるものを受け入れることができません。

① 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、投資信託および投資法人に関する法律第４条第１項に規定する委託者指図型投資信託約款において法人税法第61条の５第１項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法施行令第25条の13第15項第２号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第１号および第３号の定めがあるもの以外のもの

６．非課税口座を通じた取引

(1) お客様が当金庫との間で行う、非課税口座に受け入れる投資信託に関する取引については、取引の都度、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。お客様より特にお申出のない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。）。

なお、当該投資信託に関する取引を行う際に、当金庫に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合で、以下の①から④に該当する場合、当該超過部分の投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。）。

① 上記５．①により非課税管理勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が120万円（上記５．②により受け入

れる投資信託がある場合には、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超える場合
② 上記５の２．①により累積投資勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が40万円を超える場合
③ 上記５の３．①により特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合または当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている募集または買付の申込みにより取得した投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合
④ 上記５の４．(1)①により特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が240万円を超える場合または同項①イ．もしくはロ．に該当する場合

(2) お客様が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の投資信託を保有している場合であって、非課税口座で保有している投資信託を譲渡するときには、その旨および非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定のいずれに受け入れている投資信託を譲渡するかを明示していただく必要があります。なお、お客様が当金庫の非課税口座で保有している投資信託を譲渡する場合において、当該投資信託を非課税口座の同一勘定で複数回にわたって取得されているときは、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

(3) お客様が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合、2024年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。分配金の再投資を停止する場合には、当金庫へお申し出ください。
① 他年分非課税管理勘定（その年の勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいいます。）で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合
分配金再投資による追加取得分については、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。
② 他年分累積投資勘定（その年の勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の累積投資勘定をいいます。）で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合
イ．特定累積投資勘定に当該他年分累積投資勘定で保有している投資信託と同一銘柄の投資信託を受け入れていない場合、分配金再投資による追加取得分については、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。
ロ．特定累積投資勘定に当該他年分累積投資勘定で保有している投資信託と同一銘柄の投資信託を受け入れている場合、分配金再投資による追加取得分については、その年の特定累積投資勘定に受け入れます。ただし、上記(1)③に該当する場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。
③ 特定累積投資勘定（その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定累積投資勘定をいいます。）で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合
分配金再投資による追加取得分については、その年の特定累積投資勘定に受け入れます。ただし、上記(1)③に該当する場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。
④ 特定非課税管理勘定（その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定非課税管理勘定をいいます。）で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合
分配金再投資による追加取得分については、その年の特定非課税管理勘定に受け入れます。ただし、上記(1)④に該当する場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）に受け入れます。

(4) お客様が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定または累積投資勘定において、2023年12月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。定時定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合等には、当金庫へお申し出ください。
① 非課税管理勘定を利用した定時定額購入取引に係る契約について
イ．当該投資信託が特定非課税管理勘定の受入対象の投資信託（上記５の４．(2)に該当しない投資信託をいいます。）である場合、その年の特定非課税管理勘定を利用した定時定額購入取引に係る契約として継続されます。
ロ．当該投資信託が特定非課税管理勘定の受入対象外の投資信託（上記５の４．(2)に該当する投資信託をいいます。）である場合、課税口座（特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座）を利用した定時定額購入取引に係る契約として継続されます。
② 累積投資勘定を利用した定時定額購入取引に係る契約について
その年の特定累積投資勘定を利用した定時定額購入取引に係る契約として継続されます。

７．譲渡の方法

非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている投資信託の譲渡は当金庫に対して譲渡する方法、または租税特別措置法第37条の11第４項第１号に規定する事由による投資信託の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当金庫の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

８．非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知

(1) お客様が租税特別措置法第37条の14第４項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、上記５．①ロ．および②に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあ

ったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

(2) お客様が租税特別措置法第37条の14第４項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第１号、第４号および第11号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項第１号、第４号および第11号に規定する事由により取得する投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

(3) お客様が租税特別措置法第37条の14第４項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第１号、第４号および第11号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項第１号、第４号および第11号に規定する事由により取得する投資信託で、特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

(4) お客様が租税特別措置法第37条の14第４項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当金庫は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者）に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

９．非課税管理勘定終了時の取扱い

(1) この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の１月１日以降５年を経過する日に終了します（上記２．(6) または租税特別措置法施行令第25条の13の２第３項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。

(2) 上記(1)の終了時点で、非課税管理勘定に係る投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の13第８項第２号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当金庫に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管

② 上記①に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管

９の２．累積投資勘定終了時の取扱い

(1) この約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は、当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の１月１日以降20年を経過する日に終了いたします（上記２．(6) または租税特別措置法施行令第25条の13の２第３項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。）。

(2) 上記(1)の終了時点で、累積投資勘定に係る投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

① お客様から累積投資勘定の終了する年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の13第８項第２号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当金庫に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管

② 上記①に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管

10. 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認

当金庫は、お客様から提出を受けた上記２．(1)の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録がされているお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後５年を経過した日ごとの日をいいます。）から１年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の

提出を受けた場合を除きます。

① 当金庫がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の３第６項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合　当該住所等確認書類に記載または記録がされている当該基準経過日における氏名および住所

② 当金庫からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当金庫に対して提出された場合　お客様が当該書類に記載した氏名および住所

11. 特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認

(1) 当金庫は、お客様から提出を受けた上記２．(1)の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録がされているお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後５年を経過した日ごとの日をいいます。）から１年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。

① 当金庫がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の３第６項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合　当該住所等確認書類に記載または記録がされている当該基準経過日における氏名および住所

② 当金庫からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当金庫に対して提出された場合　お客様が当該書類に記載した氏名および住所

(2) 上記(1)の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（上記(1)ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、上記(1)各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

12. 届出事項の変更

「非課税口座開設届出書」の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく「非課税口座異動届出書」を当金庫に提出していただきます。

13. 契約の終了

次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。

① お客様が当金庫に対して「非課税口座廃止届出書」を提出した場合　当該提出日

② お客様が当金庫に対して「出国届出書」を提出した場合　出国日

③ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合　「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）

④ お客様の相続人・受遺者による相続･遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続が完了し、「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合　当該非課税口座開設者が死亡した日

⑤ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき　当金庫が定める日

14. 免責事項

お客様が上記12. の変更手続を怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、非課税口座における取扱い等に関し、お客様に生じた不利益および損害については、当金庫はその責めを負いません。

15. 合意管轄

本約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意したものとみなします。

16. 約款の変更

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の４の規定に基づき、変更することがあります。

変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以　上

（２０２６年１月改定）
尾西信用金庫

「非課税口座約款」新旧対照表

（下線部分変更）

新	旧
非課税口座約款 **１．　（略）** **２．　非課税口座開設届出書等の提出等** (1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所およびホームページ等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第５項第１号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの（以下「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」といいます。）、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」）を提出していただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の３第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第３項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 　ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月１日から再開設年または再設定年の９月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出される場合において、当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の９月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。 (2)～(7)　（略） (8)　（削除）当金庫がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「勘	**非課税口座約款** **１．　（略）** **２．　非課税口座開設届出書等の提出等** (1) お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所（追加）等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第５項第１号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または勘定廃止通知書記載事項もしくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」および「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの（以下「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」といいます。）、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」）を提出していただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の３第20項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第３項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 　ただし、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月１日から再開設年または再設定年の９月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出される場合において、当該廃止通知書の交付または当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の９月30日までの間は当該廃止通知書または非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができません。 (2)～(7)　（略） (8)　2028年10月1日以後、当金庫がお客様から「非課税口座開設届出書」

新	旧
定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、当該通知書または届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当金庫においては、所轄税務署長から当金庫にお客様の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの投資信託の募集または買付の申込み等を受け付けないことといたします。 **３．～３の２．　（略）** **３の３．特定累積投資勘定の設定** (1)　（略） (2)　上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が提出された場合は、当該通知書または届出書の提出があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に当該通知書または届出書の提出があった場合には、同日）において設けられます。 **３の４．～16.　（略）** 以　上 （２０２６年１月改定） 尾西信用金庫	に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当金庫においては、所轄税務署長から当金庫にお客様の特定累積投資勘定基準額および特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの投資信託の募集または買付の申込み等を受け付けないことといたします。 **３．～３の２．　（略）** **３の３．特定累積投資勘定の設定** (1)　（略） (2)　上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」または「廃止通知書等記載事項にかかる届出書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。 **３の４．～16.　（略）** 以　上 （２０２５年４月改定） 尾西信用金庫